株式会社日新
ビジネスソリューション営業部

トランクルームサービス重要事項説明書

お客様と弊社とのトランクルームにおける物品の保管および入出庫等荷役に関する契約（以下、寄託契約といいます。）は、個別の寄託契約の締結時において最新の国土交通省告示「標準トランクルームサービス約款（以下、約款といいます。）」の定めるところによります。

約款（改正 平成１９年９月６日）に関し、特にお客様にご確認をお願いしたい事項につきまして、本書面にてご説明させていただきます。

なお、約款は、弊社ホームページよりダウンロードできます。
ＵＲＬ https://www.nissin-tw.com/assets/company/about/contract_003.pdf

1. お引き受けする物品

弊社が受寄する物品は、次に掲げる物品であって、商品として販売されないものといたします。

(1) たんす、書棚、ベツド、じゆうたん、台所用品、食器その他の家具類
(2) 冷暖房機器、音響機器、２輪車その他の家庭用機器類
(3) ピアノ、運動具、玩具その他の楽器・娯楽用品類
(4) 和服、洋服、身の回り品その他の衣服類
(5) 毛皮コート、毛皮えり巻きその他の毛皮製品
(6) 絵画、彫刻、書跡、陶磁器、漆工品、骨とう品その他の美術工芸品・収集品
(7) 貴金属製装身具、宝石、真珠その他の貴重品
(8) 複写機、タイプライタ、コンピユータ、キヤビネツト、金庫その他の事務用機器類
(9) 事務文書、帳簿、図面その他の文書・書籍類
(10) 磁気テープ、磁気デイスク、フイルム、レコードその他の記録媒体類
(11) その他前各号に掲げる物品に準ずるもの

★ 「１点あたりの寄託価額が30 万円を越える物品」および「寄託価額にかかわらず上記（4）～（７）の物品」につきましては、お引き受けできない場合がございます。寄託に際しては、事前にご相談ください。
なお、これらの物品に関して、弊社の了解なく寄託された場合、当該物品について弊社一切の責任を負いかねますので、ご留意ください。

★ アルバム・形見などの主観的価値の高い物品につきましては、事故発生時、ご納得いただける賠償ができないことがありますので、予めご了承ください。
（詳細は、「8.損害賠償」をご参照ください）

2. 寄託申込書およびその変更の通知

寄託契約の申込みあたり、「お客様の氏名または名称、住所及び電話番号」、「品名及び数量」、「寄託価額（物品の寄託の申込時における価額）」、その他必要事項をご通知くださいますようお願いします。
また、寄託申込時の通知内容に変更があった場合、（法人経由でのご契約の場合、所属会社の変更があった場合を含む。）遅滞なくご通知くださいますようお願いします。

3. 火災保険
弊社は、お客様の反対の意思表示がない限り、寄託物に火災保険に付します。
火災保険の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

4. 保管期間と契約の解除について
(1) 保管期間は、入庫日から３ヶ月間となり、お客様から解約の申し入れがない限り自動的に更新されます。

(2) お客様は、保管料等を期日までに支払わなければなりません。なお、弊社は、保管料等が支払われない場合、保管期間の満了日の１週間以前にその旨を予告して、更新の拒絶をすることができ、その場合解約したものとみなします。

(3) 弊社は、お預かりする物品が危険品や変質または壊れやすい物品であるとき、寄託価額に関する協議が整わないとき、物品の保管に必要な施設がないとき、物品の保管が法令に違反するとき、その他やむを得ない事情があるときには、契約を解除することができます。

(4) 弊社が契約を解除した場合、または保管期間の更新を拒絶し解約した場合には、お客様は、遅滞なく保管料等を支払い、物品を引取らなければなりません。

5. 寄託物の返還について
(1) 弊社は、保管料等の支払いを受けるまでは、物品の返還の請求に応じないことができます。

(2) お客様は、上記 (1) による物品の留置期間中についても、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

6. 引取りのない物品の処分について
(1) 弊社は、契約の解除及び更新の拒絶による解約後において、物品の引き取りが行われない場合は、お客様に対し弊社が指定する日までに物品の引き取りを請求することができます。 なお、お客様が弊社が指定する日までに物品を引き取られないときは、引き取りを拒絶したものとみなします。

(2) 弊社は、お客様が引き取りの拒絶の後、さらに期限を定めて物品の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内にお客様が物品を引き取られない場合は、催告をした日から３ヶ月を経過した後は、お客様に予告した上で物品を売却するなどの処分をすることができます。

(3) 弊社が寄託申込書に記載されたお客様の住所に通知または催告を行った場合は、その通知または催告は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 弊社は、物品を売却した場合は、その代価を保管料等に充当し、残額があるときは、これをお客様に返還します。また、不足があるときはお客様に対しその支払いを請求します。

7. 免責事由

弊社は、次の事由により生じた損害については、一切の賠償の責任を負いません。

- 物品の性質、欠陥若しくは自然の消耗または荷造りの不完全
- 虫害
- 地震、津波、高潮などの自然災害
- その他トランクルームサービス約款第３２条第１項に規定する事由
- お客様が寄託申込書を提出しない場合、寄託申込書に記載すべき事項を記載しない場合、または寄託申込書に記載した事項が事実と相違するために生じた損害

※（ご参考）「（１）寄託部の性質、欠陥若しくは自然の消耗」の例

- 主に布類や革製品のシワ
- 家具類等に自然に生じたカビや桐特有のアク（樹脂部分）による黒ずみ
- 水を使用する洗濯機、冷蔵庫、食器洗い機等の内部に発生する錆びやカビ
- 電化製品全般の外損の無い内部故障及び色あせ
- 冷蔵庫、自転車などで使用されるゴム製、樹脂製部分の自然劣化

8. 損害賠償

(1) 弊社は、寄託物の取扱いに注意を払っておりますが、弊社の故意・過失による寄託物の滅失又はき損により生じた損害について、賠償責任を負います。賠償額は、寄託価額を限度とする時価となります。

※（ご参考） 時価額算定の目安：物品の購入時から起算し、年1 割程度の割合で減少します。なお、アルバム・形見などの主観的価値の高い物品につきましても、他の寄託物と同様に、寄託価額限度とする時価での賠償となります。時価は、客観的価値にもとづき算定され、主観的価値は考慮されませんので、ご留意ください。

(2) 寄託物の一部滅失または又はき損による損害については、お客様が寄託物を引き取った日から１週間以内に弊社へご連絡ください。ご連絡がない限り、弊社の責任は消滅します。

9. 受取証/預り証について

当社は、寄託物の引渡しを受けた場合、その受取りを証する「受取証」または「預り証」を発行します。寄託物の出し入れ、点検、返還に必要となりますので、大切に保管してください。なお、渡航その他事由により、「受取証」または「預り証」を弊社にて保管することをご希望されるお客様におかれましては、弊社保管の旨が記載された「寄託申込書（控）」を保管ください。

10. ご本人様確認について
寄託物の出し入れ、点検、返還に際して、ご本人様確認として、パスポートその他、身分証明書のご提示をお願いすることがございます。

11. 約款の変更について
弊社は、お客様との合意をすることなく、約款を変更することがあります。
変更については、弊社ホームページ上で周知いたします。

12. その他：運送の引受けについて
弊社がお客様より寄託物の自動車による運送を受託したとき、運送条件は、個別の運送契約の締結時において最新の国土交通省告示「標準貨物自動車運送約款」にもとづきます。
約款は、弊社ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

以 上

本件に関するご相談・お問い合わせ先
株式会社日新 ビジネスソリューション営業部
TEL：03-3238-6514
mail：hhg_localmove@nissin-tw.com